

各私立大学・短期大学設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

新型インフルエンザ等特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間
の延長に伴う私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年2月2日、国は1都3県を含む10都県を対象に緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定しました。これを受け県立学校においては、別添の県立学校宛て通知のとおり対応することを決定しました。

県内の私立学校においても、連日、複数の感染者が発生しており、感染症対策の更なる徹底・継続が必要な状況となっています。

つきましては、私立大学、私立短期大学におかれては、県立学校における対応を参考に、各学校の実情に応じて感染予防の徹底を改めてお願いいたします。

また、学生に対して不要不急の外出や旅行、会食の自粛についての注意喚起を行うよう重ねてお願いいたします。

【参考】別添通知

○県立学校宛て通知

令和3年2月4日付け教高指第1992号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う県立学校の対応について（通知）」

総務部学事課
専修各種学校担当
電話 048-830-2562